別表第1 (第5関係)

区分	基準額	対象経費		
(1)病院(精神病	ア及びイに掲げる基準面積 (=ア+イ) に			
棟の整備に限	別表第2に定める単価を乗じた額と、ウに			
る。)	より算定された額との合計額とする。			
	ア病棟整備	ア 病棟(病室、診察室、処置		
	(ア) 1床ごとの病室面積を 6.4 m 以上か	室、記録室、患者食堂、談話		
	つ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確	室、機能訓練室、浴室、寝具		
	保する場合	倉庫、バルコニー、廊下、便		
	25 m <sup>3</sup> ×整備後の整備区域の病床数	所、暖冷房、附属設備等)		
	(イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 m <sup>3</sup> 以上か			
	つ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確			
	保する場合			
	22 m <sup>2</sup> ×整備後の整備区域の病床数			
	イ 実施要綱の3の(1)の加算条件のう	イ 次に掲げる整備のうち厚		
	ち⑩に該当する場合	生労働大臣が認める部門		
	(ア) 整備区域の病床数を 20%以上削減	(ア) 患者療養環境改善整備		
	する場合	(イ) 医療従事者職場環境改善		
	25 m <sup>2</sup> ×整備後の整備区域の病床数	整備		
	(イ) 整備区域の病床数を 20%未満削減	(ウ) 衛生環境改善整備		
	する場合	(エ) 業務の高度情報処理化及		
	15 m <sup>2</sup> ×整備後の整備区域の病床数	び快適環境の整備		
		(オ)乳幼児を抱える母親の通		
		院等のための環境整備		
	ウ 実施要綱の3の(1)の加算条件のう	ウ 電子カルテシステムの整		
	ち⑪に該当する場合	備		
	電子カルテシステムを整備する場合			
	1 床当たり 605 千円×整備後の整備			
	区域の病床数			
(2)病院(一般病	ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に			
棟の整備に限	別表第2に定める単価を乗じた額とする。			
る。)	ア病棟整備	ア 病棟(病室、診察室、処置		
	(ア) 1床ごとの病室面積を 6.4 m <sup>3</sup> 以上か	室、記録室、患者食堂、談話		
	つ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確	室、機能訓練室、浴室、寝具		
	保する場合	倉庫、バルコニー、廊下、便		
	25 m <sup>2</sup> ×整備後の整備区域の病床数	所、暖冷房、附属設備等)		
	(イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 m <sup>3</sup> 以上か			
	つ1床当たりの病棟面積を16 m²以上確			

## 保する場合

22 m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数

- イ 実施要領の3の(2)の加算条件に該 当する場合
- (ア)整備区域の病床数を 20%以上削減 する場合

25 m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数

(イ)整備区域の病床数を20%未満削減する場合

15 m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数

- イ 次に掲げる整備のうち知事が認める部門
- (ア) 患者療養環境改善整備
- (イ) 医療従事者職場環境改善 整備
- (ウ) 衛生環境改善整備
- (エ)業務の高度情報処理化及 び快適環境の整備
- (オ) 乳幼児を抱える母親の通 院等のための環境整備

## (3)結核病棟改修等整備事業

ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ) に別表第2に定める単価を乗じた額とす る。

ア 病棟整備

(ア) 1床ごとの病室面積を 6.4 m<sup>2</sup>以上か つ1床当たりの病棟面積を 18 m<sup>2</sup>以上確 保する場合

25 m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数

- (イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 ㎡以上かつ 1床当たりの病棟面積を 16 ㎡以上確保する場合
  - 22 m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数
- イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15 m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数

結核病棟改修等整備事業(病室、診察室、処置室、記録室、 患者食堂、談話室、浴室、寝具 倉庫、バルコニー、廊下、便所、 暖冷房、附属設備等)

## (4) 診療所

- ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表第2に定 める単価を乗じた額とする。
- (ア) 無床の場合 160 ㎡
- (イ) 有床の場合
  - ① 5床以下の場合 240 m<sup>2</sup>
  - ② 6 床以上の場合 760 m<sup>2</sup>
- イ 改修等により療養病床を整備する診 療所

1床当たり 4,616 千円×整備後の療養病床の病床数

- ア 承継に伴う診療所(診察 室、処置室、薬剤室、エック ス線室、暗室、待合室、看護 師詰め所、玄関、廊下、便所、 暖冷房、附属設備、救急患者 搬入口、スロープ、療養指導 室等)
- イ 改修等により療養病床を 整備する診療所(病室、診察 室、処置室、記録室、患者食 堂、談話室、機能訓練室、浴 室、寝具倉庫、バルコニー、 廊下、便所、暖冷房、附属設

		備等(外来部門を除く。))
(5) 療養病床療養	ア及びイに掲げる基準面積 (=ア+イ)	療養病床療養環境改善事業(機
環境改善事業	に別表第2に定める単価を乗じた額と、	能訓練室、患者食堂、浴室、附
	ウにより算定された額との合計額とす	属設備等)
	る。	
	ア機能訓練室	
	1 医療機関当たり 40 ㎡	
	イ 患者食堂	
	療養病床1床当たり 1㎡	
	ウ 浴室	
	浴室1か所当たり13,493千円	
	ただし、特に厚生労働大臣が必要と認	
	める場合は、26,989 千円とする。	
(6)介護老人保健	病院又は有床診療所の病床を廃止(この	
施設及び診療所	場合、診療所の併設が必要)又は削減し、	
	当該患者を介護老人保健施設から在宅に	
	至るまでの診療計画に基づき入所させる	
	ための介護老人保健施設及び診療所を整	
	備する場合	
	ア 介護老人保健施設	アのでである。
	整備する介護老人保健施設の入所定	整備に必要な工事費又は
	員数(削減した病院又は有床診療所の	工事請負費及び工事事務費
	病床数を上限とする。)×1床当たり単	   (第4の「交付金の対象隊
	価	   外」にかかわらず、工事施コ
	(1床当たり単価)	のため直接必要な事務に関
	新築 4,767 千円	   する費用(旅費、消耗品費、
	改築 5,720 千円	   通信運搬費、印刷製本費及で
	改修 2,384 千円	   設計監督料等)をいい、その
		   額は、工事費又は工事請負費
		の 2.6%に相当する額を限月
		   額とする。))。ただし、別の
		   負担(補助)金等において別
		   途補助対象とする費用を隊
		き、工事費又は工事請負費に
		は、これと同等と認められる
		   委託費及び分担金及び適当

と認められる購入費等を含

む。

イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護 老人保健施設に併設する診療所を整備 する場合 イ 診療所(診察室、処置室、 薬剤室、エックス線室、暗室、 待合室、看護師詰め所、玄関、

次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。

基準面積 160 m²

- イ 診療所(診察室、処置室、 薬剤室、エックス線室、暗室、 待合室、看護師詰め所、玄関、 廊下、便所、暖冷房、附属設 備、救急患者搬入口、スロー プ、療養指導室等)
- (注) 1 基準額及び対象経費は、左欄区分ごとに算定した額の合計額とする。
  - 2 対象経費は、特別の記載がない場合は、医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場 環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び 改修に要する工事費又は工事請負費とする。
  - 3 左欄区分(1)(2)の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院 150 床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。

## 別表第2(第5関係)

1平方メートル当たり単価

(単位:円)

区分		構造別	1平方メートル当たり単価	
病院	精神病棟	鉄筋コンクリート	264, 400	
		ブロック	230, 500	
	一般病棟	鉄筋コンクリート	207, 500	
		ブロック	180, 900	
診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	198,000	
		ブロック	172, 200	
		木造	198,000	
	豪雪地区	鉄筋コンクリート	212, 200	
		ブロック	185, 000	
		木造	212, 200	

- (注) 建築構造が、鉄筋コンクリート、ブロック、木造に該当しない構造については、下記のとおりとする。
- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造については「鉄筋コンクリート」単価を適用する。
- (2) 鉄骨構造、その他の構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等の工法である場合には、「鉄筋コンクリート」単価を適用し、その他は「ブロック」単価を適用する。なお、「鉄筋コンクリート」単価を用いる場合は、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等である旨を証明する書類(一級建築士等による証明)を添付すること。

別表第3 (第14 関係)

	係)	r		
タ 西	坦山事紹及水流升事紹	   様 式	提出	担业拥口
条 項	提出書類及び添付書類	惊 八	部数	提出期日
規則第4条の規	1 医療施設近代化施設整備費補助金	第1号	1部	別に定める
   定による書類	交付申請書			
	2 施設整備事業計画書	第2号	1 部	
	3 施設整備事業費内訳書	第3号	1部	
	4 医療施設近代化施設整備費補助金	第4号	1部	
	所要額調書	35175	1 11	
	5 添付書類			
	(1) 補助対象区域の工事設計図及び		1部	
	工事仕訳書			
	(2) 収支予算書(見込書)の抄本		   1部	
	(3) その他知事が必要と認めるもの		1部	
規則第6条第1	1 医療施設近代化施設整備費補助事	第5号	1部	変更(中止、廃止)
項第1号、第2	業変更(中止、廃止)承認申請書	713 0 13	1 11	の理由が生じた
号及び第3号の	2 施設整備事業計画書	第2号	1部	日から10日以内
規定により承認	3 施設整備事業費内訳書	第3号	1部	
を受ける場合の	4 医療施設近代化施設整備費補助金	第4号	1部	
書類	所要額調書	7747	_ т ¤b	
百規				
	5 添付書類 (1)		<b>→</b> ₩7	
	(1) 補助対象区域の工事設計図及び		1部	
	工事仕訳書			
	(2) 収支予算書(見込書)		1部	
	(3) その他知事が必要と認めるもの		1部	
規則第 13 条第	1 医療施設近代化施設整備費補助金	第6号	1 部	当該事業を完了
1項の規定によ	請求書			した日(規則第6
る書類	2 医療施設近代化施設整備費補助事	第7号	1部	条第1項第3号
	業実績報告書			に規定する事業
	3 医療施設近代化施設整備費補助金	第4号	1部	の中止又は廃止
	精算額調書			の承認を受けた
	4 収支決算書(見込書)		1 部	場合には、当該承
	5 その他知事が必要と認めるもの		1部	認の通知を受理
				した日) から 30
				日以内又は補助
				金の交付の決定
				を受けた年度の
				3月31日のいず
				れか早い日